

平成26年4月10日

瑞穂市長 堀 孝正 様

瑞穂市行政改革推進委員会
会長 齋藤 康輝

「まちづくりに関する提言書（審議会等について）」にかかる
審議会等の改革について（答申）

平成25年11月26日付け瑞企第83号で諮問のあった審議会等の改革について
慎重に審議を行い、ここに結論を得たので、別紙のとおり答申します。

答 申

はじめに

本委員会は、平成25年11月26日、まちづくり基本条例に基づくまちづくりの推進に関する取り組みを所掌する附属機関である「まちづくり基本条例推進委員会」から提出された「まちづくりに関する提言書（審議会等について）」にかかる審議会等の改革について、市長より調査・審議の諮問を受けた。

もとより「将来に向けて開かれたまち・瑞穂市」を作っていくため、開かれた審議会を目指すべきであるという考え方は、本委員会の各委員にも共通認識としてあった。本委員会では今回の諮問を受け、計4回にわたって丁寧に審議を行ってきた（日程については後掲）。

審議にあたっては、その問題点及び課題を十分に検討し、討議を経て全委員で潜考した結果、一定の結論を得たので、本委員会は、以下4項目（1. 審議会等の委員の選出方法、2. 審議会等の開催時期（日程）、3. 審議会等、または委員の公募に関する広報、4. 官学連携、とくに朝日大学との連携）について答申する。

1. 審議会等の委員の選出方法について

(1) 開かれた審議会等を実現するためには、まず何よりも一般市民が直接審議会等に参加することは非常に重要である。そこで、本委員会は、公募委員割合の目標水準を現行の「2割」から引き上げるべきかどうか討議、検討した。現状は、市が調査した「審議会等に関する実態調査」（以下「実態調査」）によると355委員中、26名が公募委員である。公募制度を導入していない機関が19ある。ただし、ここで留意すべきは、公募制になじまない審議会等もある点である。本委員会としては、市民参画、市民協働推進の立場から、市に対し、審議会等における委員に占める公募委員の割合を「3割」以上とする目標を設定するよう強く求める。

(2) また、より多くの市民に審議会等に参加してもらうために、本委員会は、審議会等委員の兼職の制限について検討を行った。現状は、実態調査によると、4機関以上兼職している委員が13名、最高で12の機関を兼職している委員もいる。充て職、その他各組織内部の事情も勘案する必要があるが、兼職制限の必要性については異論のないところである。兼職可能な具体的な数字については近隣自治体などの例も参照した。その結果、本委員会は、市に対し、より多くの市民が審議会等に参加するために、1人の者が兼ねることができる審議会等の委員は「3つ以内に制限する」ことが妥当と判断する。

(3) さらに、本委員会は、審議会等の委員の若返りを図ることについて検討を行った。審議会等の委員構成、とりわけ年齢に関し調査したところ、現状は、委員全体の平均年齢は62.2歳、最も若い委員は29歳、一番ご高齢の委員は85歳となっている。もちろん、年齢について大雑把な一般論は危険であるが、将来に向けて開かれた審議会等にしていくために、均衡の取れた年齢構成が必要であり、審議会等の委員の若返りを図る必要性については、本委員会全委員の共通認識である。したがって、本委員会は、若年層の積極的な市政への参加は将来の瑞穂市の展望を切り開くという視点から、市に対し、委員の若返りを図る施策を講ずるよう強く求める。その一例として、特定の審議会等において新たに「学生委員枠」を設け、市内在住・在学の大学生等を審議会等委員に委嘱する方策を検討するよう提言する。

上記（1）～（3）以外にも、本委員会は、審議会等委員の選出方法に関し重要な論点

として以下の（４）～（７）について精査・討議した。

- （４）まず、審議会等の委員の選任に関し、市職員の審議会等への委員としての参加を制限すべきどうか、検討した。現状は、市職員が委員として参加している割合は委員全体の１０．７％である。しかしながら、行政担当者としての専門的・経験的知見が求められる場合もある。したがって、本委員会は、市に対し、市民が行政に主体的に参加するという理念に鑑み、現在の数字より少しでも低い割合を目指すよう求める。
- （５）次に、有識者枠の拡充についても本委員会は詳細な検討を行った。一般市民が審議会等に参加し、市民の声を市政に反映させるのはとても重要なことであるが、審議会等の役割としては、原則として専門的視点が求められる以上、有識者が一定以上の割合で在籍しないと審議会等の本来的意義を損なうことになる。もちろん、有識者の必要性、増員は一般公募を制限するものではない。したがって、本委員会は、市に対し、有識者枠の拡充、確保に努めることを求める。
- （６）また、公募の方法について見直しすべきかどうかについても検討を加えた。現状の公募委員の選考は、「選考審査会」で行われているが、委員を選考するための詳細な方法や手続きの規定がなく、不透明な部分も見受けられる。もちろん、応募の秘密保持、公正な選考の実施が不可欠となるが、本委員会は、市に対し、「選考審査会」の役割を定め、選考基準の明確化を徹底するよう求める。（審議会ごとに選考方法を吟味し、場合によっては面接や小論文などの方法も加えるのが望ましい。）また、公募委員の募集に際しては、各審議会が求める人材について、年齢や居住地などの条件を付して対象者を絞って募集するなどの弾力的運営を図ることについても考慮すること並びに、前掲（３）で提言した「学生委員枠」の設置について検討することを求める。
- （７）さらに、審議会等委員の任期の制限について検討した。審議会等委員の任期の制限に関しては、現状は再任制限の規定はない。任期を制限すれば、多くの人に審議会等の委員等として参加する機会を提供できるという面では、制限の必要はあるだろう。しかしながら、文化財保護審議会審査会のような特別な専門知識がないと議論できない審議会等の委員は除いて考える必要がある。本委員会としては、市に対し、１人の者を同一審議会等の委員として１０年を超える期間継続して任命しないよう求める。

２．審議会等の開催時期（日程）

- （１）続いて、審議会等運営のためのガイドラインを作成することについて検討した。審議会等の運営は、現状では市の要綱に則って行われている。当然、市の設置する審議会等の適正な運営をおこなうためには、各審議会の特性に配慮した、統一的な基準を作成する必要がある。そこで、本委員会は、市に対し、市の要綱などに規定する審議会等の統一的な運用や基準などのルールを分かりやすく周知するためのガイドラインを作成するよう強く求める。
- （２）また、本委員会は、審議会の開催時間を見直すべきかどうか、検討を行った。現状は、審議会ごとで異なる。実際のところ、募集の段階で決めるのは難しい。本委員会としては、市に対し、市民が公募しやすい環境をつくるという視点に立ち、特定の審議会（会議の開催日時を予め設定することが可能な審議会等）に限定して、決まった曜日・時間をあらかじめ設定するよう要望する。そうすることで、これまで審議会等に関心をもっていても時間的な制約、不安から審議会等への参加を躊躇していた市民が、審議会等へ参加する可能性が出てくるからである。

可能であれば、土・日・祝日に審議会等を開催することで、多くの市民（有識者、市民、各界充て職関係者）の参加が可能になるため、施設利用条件、労務管理その他難しい面があるかもしれないが、参加者の側に立った様々な環境設定をする必要性について今後積極的に検討することを求める。

3. 審議会等、または委員の公募に関する広報

(1) 本委員会は、さらに、審議会等、または委員の公募に関する広報を積極的に行うことについて検討した。現状は、市の広報紙、ホームページで行っている。しかし、それだけで十分とは言えない。多くの市民が情報を得られる具体的な方法を考える必要があるだろう。したがって、本委員会は、市に対し、従来の「広報みずほ」だけでなく、ラジオ放送やインターネット（SNS等）など多様なメディアを通じた広報などで、審議会における審議の要点を紹介したり、審議会等委員の公募情報を伝えるなど、市民への周知徹底を図るよう強く求める。

(2) また、本委員会は、一層の情報公開を進める必要性を全委員で確認した。現状は、瑞穂市は包括外部監査の取り組みなどにより情報公開は少なからず前進している評価がある一方、反論もある。本委員会は、情報公開は、審議会等改革を進める上で不可欠であり、市に対し、情報公開の施策を一層前進させるよう求める。

4. 官学連携、とくに朝日大学との関係強化

最後に、本委員会は、官学連携、とくに朝日大学との関係強化について議論した。昨年、瑞穂市と地元立地の朝日大学との間に包括連携協定が締結された。大学生が市の行事に参加したり、市民が大学の施設を利用するなど、今後ますます両者が密接な関係を築いていかれることを本委員会としても切に願うものである。

本答申の課題である審議会等への参加（有識者、学生委員等）についても、市は朝日大学に対し積極的にアプローチしていただくことを望む。

（なお、委員のひとりから瑞穂市と朝日大学との連携に関し、みずほふれあいフェスタ、スポーツイベント、校区活動などへの参加、防犯ボランティア、明るい選挙推進に係わる活動など朝日大学の学生の協力に感謝する発言があった旨付記する。）

5. 委員会の経過について

平成25年11月26日	議題	1. 諮問 2. 提言内容の確認・審議
平成26年1月14日	議題	1. 諮問について（再確認） 2. 提言内容の確認（続）・審議
平成26年2月25日	議題	1. 答申案について（ポイント整理）・審議 2. その他
平成26年3月27日	議題	1. 答申案最終審議

<参考資料>

瑞穂市審議会等一覧

瑞穂市審議会等の実態調査結果

瑞穂市行政改革推進委員会委員名簿

(順不同)

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	齋藤 康輝	朝日大学教授	学識経験者
副会長	今木 啓一郎	P T A連合会	公共的団体からの推薦
委 員	野田 寧宏	自治会連合会	
〃	棚橋 和子	みずほ女性の会	
〃	広瀬 恵子	民生・児童委員協議会	
〃	迫田 義一	瑞穂市商工会	
〃	河合 和義	教育委員	行政関係機関
〃	竹林 茂子	市民委員	公 募
〃	藤中 宏	市民委員	

瑞穂市審議会等の実態調査結果

【調査目的】

今回の調査は、まちづくり基本条例第16条に規定する、市民の意見を市政に反映するための方法として用いられる、「審議会等」がより多くの市民が参画できる場になるよう、そのあり方について検討していくにあたり、現状を把握する必要があることから本調査を実施したものです。

【調査対象及び範囲】

法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関として設置された審議会等及びこれに準ずるもの「以下「審議会等」という。」で、平成24年中に設置状態にあった審議会等を対象としました。

【調査結果】

1. 審議会等の種類について
審議会等を分類すると、下記のとおりです。

区 分		根 拠		
		法律	条例	要綱等
附属機関として 設置するもの	法律で設置が義務付けられているもの（法令必置）	○		
	法令で設置することができるものとされるもの（法令任意）	○	○	
	市独自の判断で設置するもの		○	
附属機関に準ずるもの	市独自の判断で設置するもの			○

2. 審議会等の設置状況
本市における審議会等の区別設置数は下記のとおりです。

区 分		根 拠		
		法律	条例	要綱等
附属機関として 設置するもの	法律で設置が義務付けられているもの（法令必置）	5		
	法令で設置することができるものとされるもの（法令任意）	8	8	
	市独自の判断で設置するもの		31	
附属機関に準ずるもの	市独自の判断で設置するもの			0

3. 審議会等の設置目的について

本市における設置目的別の機関数は下記のとおりです。

区 分	審議会等	
	機関数	構成比
調停機関	0	0.0%
諮問答申	5	11.4%
調査審議	25	56.8%
計画審議	7	15.9%
判定審議	6	13.6%
その他	1	2.3%
合 計	44	100.0%

4. 審議会等の開催状況

平成24年度中における審議会等の開催状況は下記のとおりです。

区 分	審議会等		
	機関数	構成比	開催回数
調停機関	0	0.0%	0
諮問答申	4	40.0%	15
調査審議	5	50.0%	9
計画審議	1	10.0%	3
判定審議	0	0.0%	0
その他	0	0.0%	0
合 計	10	100.0%	27

<参考>

平成22年度中開催 8機関 述べ22回開催
 平成23年度中開催 13機関 述べ30回開催

5. 審議会等の委員構成

平成24年度中における審議会等の委員構成（対象30機関）は下記のとおりです。

選出区分／目的	諮問答申	調査審議	計画審議	合計	構成比%
識見（大学）	4	9	1	14	3.9
識見（大学以外）	0	43	2	45	12.7
関係団体	25	105	22	152	42.8
市議会	0	7	0	7	2.0
官公庁	2	39	0	41	11.5
市職員	0	38	0	38	10.7
事業者	0	19	0	19	5.4
公募	10	12	4	26	7.3
その他	1	12	0	13	3.7
合計	42	284	29	355	100.0

6. 公募委員の状況

平成24年度中における公募委員（対象30機関）の状況は下記のとおりです。

<p>公募委員数 26人 / 総委員数 355人 （公募委員割合 7.3%） 公募委員募集実施状況 11機関 / 30機関 ≪公募を実施しない主な理由≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専門性・専門知識を必要とするため ② 個人情報を含む案件を取り扱うため ③ 法令、規約等により選任基準が定められているため ④ 事案に精通した関係団体から委員推薦を依頼しているため
--

7. 女性委員の登用状況

平成24年度中における女性委員（対象30機関）の登用状況は下記のとおりです。

<p>女性委員数 76人 / 総委員数 355人 （女性委員割合 21.4%）</p>

8. 委員の兼職状況

平成24年度中における委員の兼職状況（対象30機関）は下記のとおりです。

区分	兼職委員数 (A)	構成比% (A) / 229人	総兼職数(B) 人数 × (A)	兼職割合% (B) / 355
2機関兼職	17	7.4	34	9.6
3機関兼職	27	11.8	81	22.8
4機関兼職	6	2.6	24	6.8
5機関兼職	4	1.7	20	5.6
6機関兼職	2	0.9	12	3.4
12機関兼職	1	0.4	12	3.4
合計	57	24.9	183	51.5